

現代中国における キリスト教に関する考察

—宗教政策と教会の動きを中心に

徐 亦 猛

はじめに

現代の中国において経済、政治の成長と共に、宗教（特にキリスト教）の広がりが沿岸都市部及び農村部において著しい。宗教は、古くから中国伝統社会においてすでに深く根付き、特に中国社会において宗教という極めて重要な役割を看過できない。歴史的或いは現代社会的な側面を検証しても、一部の中国社会において、非常に民衆の間に浸透しているのは、儒教、道教、仏教などといった中国の伝統的な民間信仰ではなく、西洋文化の根源であるキリスト教である。現在の中国国内のキリスト教信徒の大半は沿岸都市部及び農村部の住民である。キリスト教の外来の宗教としてのイデオロギーは、中国社会の伝統的な民間信仰、道德規範、すでに形成されていたライフスタイルに深刻な影響と衝撃を与えたのは、間違いない。周知のように、中国の歴史上、キリスト教は幾度も中国文明と遭遇し、多くの意義深い思想交流が現れた。しかし、数世紀にわたる努力にも拘わらず、キリスト教は終始中国文化の頑強な抵抗を受け、今日までキリスト教が中国において根を下ろし、実を結ぶことができなかった。多くの中国人はキリスト教が外来の宗教であり、中国の固有のものではないと認識してきた故、キリスト教を「洋教」と呼び、拒絶した。こうした歴史的と社会的背景のもとに、なぜ、1970年代末から始まった「改革開放」以来、「洋教」と呼ばれるキリスト教は中国社会において盛んに成長しているのか。その原因は何であるか。中国民衆の信仰状況は何であるか。本研究は、中国においてキリスト教の受容の全貌を解明するため、中国政府及び関係部門の名義で発表した宗教問題に関する法律・

法規・条例・通知などの公文書の活用を通して、中国政府のキリスト教政策および中国キリスト教会自身の動きを明らかにすると同時に、今後の中国社会におけるキリスト教のありかたを探ることを目的とする。これは、現代の中国社会におけるキリスト教の現状と発展についての理解を深める上で、重要な意義がある。

中国政府の宗教政策は直接に中国社会のキリスト教の受容と発展に影響を及ぼした事実は非常に重要である。中国のイデオロギーの問題から長らく宗教研究は困難であった。しかし、中国政府の宗教政策の文脈から中国社会におけるキリスト教の受容への影響を検討する余地はなお残されている。中国政府はキリスト教の受容と発展に対する宗教政策の内容はまだ十分に解読されておらず、不明点が多い。以上のような背景を踏まえて、本論文では、宗教（特にキリスト教）に関する公文書や一次資料の活用を通して、これまで解明されてこなかった中国政府の宗教政策に新たに光を当てる。

一、 中華人民共和国の宗教政策

1949年中華人民共和国の建国当初、国内は未だ内戦状態が続き、共産党政府の支配は確立されていなかった。そうした不安定な状況の中で、共産党政府は帝国主義や封建勢力が宗教を利用して中国革命を妨害していると考えた。そこで、「中国共産党と人民政府は、堅く信教自由の政策を実行し、キリスト教徒の愛国統一戦線を発展させ、広大な信教群衆を団結させ、政治運動に結びつけ、反帝国主義の愛国運動と宗教制度の民主改革を展開して、教会の中の帝国主義勢力を徹底的に取り除いて、宗教を羽織った反革命分子と悪質分子を攻撃した」のである¹。

1949年9月21日～30日にかけて開催された中国人民政治協商会議第1回全体会議には、662名の民主諸派、各界愛国人士、少数民族代表、愛国華僑、人民解放軍代表などと共に、キリスト教、仏教とイスラム教から7名の宗教界の代表者が参加した。この会議で採択された「中国人民政治協商会議共同

¹ 関口泰由「中国共産党政権下における宗教—宗教政策を中心に」、日本大学大学院総合社会情報研究科紀要、No.5、2004年、70頁。

綱領」の第5条には、「中華人民共和国の人民は、思想、言論、出版、集会、結社、通信、人身、居住、移転、宗教信仰及び示威行進の自由の権利を有する」という信教自由の政策が明確に示された。この信教自由の政策は、全国の宗教信徒に熱烈に支持され、それぞれの宗教組織を通じて宣伝された。その結果、多くの宗教信徒が政府の呼びかけに応じて、反帝国主義という愛国運動に参加することとなった。

「中国人民政治協商会議共同綱領」に基づいて、1950年5月、周恩来総理は、キリスト教に関する4回の談話を発表された。5月2日の談話には、周氏は「中国は政教一致の国家ではない。16世紀の宗教改革においてプロテスタントは、当時の社会において積極的な役割を果たした。しかし、この百年来、キリスト教の中国への流入とその中国文化に対する影響は、帝国主義の中国侵略に連なるものがあつた。キリスト教は帝国主義の鉄砲の威力で、中国の清朝政府に無理やり調印させた不平等条約によって、宣教その他の特権を獲得したのである。そのため、中国人民はキリスト教に非常に悪い印象を持つようになった。キリスト教を「洋教」と呼び、キリスト教は帝国主義の対中国侵略と不可分なものとなされ、人々はキリスト教に反対した。今日でもアメリカ帝国主義は依然中国の宗教団体を利用し、中華人民共和国を破壊する活動を企てている」²と批判し、「中国の宗教団体は民族の反帝国主義の決意を堅持し続け、帝国主義との関係を絶ち、宗教にその本来の面目を取り戻させる。中国政府は、宗教団体に帝国主義の支配から脱却し、帝国主義の影響を肅清するよう要求する。宗教団体自身が独立自主、自力更生ではなくてはならない。自治・自伝・自養の教会を建てるべきである」³とキリスト教界に強く要求した。

さらに5月6日の談話において、周氏は「宗教界は自らの歴史的任務を果たすべきである。各宗教間、各教派間の団結を強め、連合し、如何に中国人民に奉仕するかを研究し、民主と愛国の立場に立ち、自らを健全化し、宗教活動を新民主主義社会に益あるものにしていかなくてはならない。その宗教

² 日原きよみ訳「周恩来総理のキリスト教問題に関する4回の談話」富坂キリスト教センター（編）『原典現代中国キリスト教資料集』、新教出版社、2008年、525頁。

³ 同上、526頁。

団体が政治上で『共同綱領』を擁護するものなら愛国的、民主的であり、その宗教団体は新中国にとって有益なのである。宗教の存在は長期である。中国人民は宗教信仰の自由を有する。しかし、今の中国は一新民主主義国家であり、決してキリスト教国家ではない。そのため、布教には若干の制限がなければならぬ。教会と帝国主義の関係が不明確で、キリスト教が完全に中国の教会になっていない時点では、複雑性を増加させるべきでない」⁴と語った。

また、キリスト教団体における外国籍の人々と外国からの募金の問題について、周氏は「我々は、外国人宣教師が中国へ到来することを再び要請することはない。外国人宣教師は、容易に無自覚的に帝国主義の道具となるし、我々中国人には彼らの判別がとても難しいからである。外国籍の宣教師を招聘しないことが、中国のキリスト教自身にとって有利である。すでに中国にいる外国人宣教師については、彼ら自らが直ちに中国を離れたいと望むか、その反動的行為の証拠が既に挙がっていない限り、われわれは彼らに対して決して即中国を立ち去るようには要求しない。彼らは双方の契約満了になってから去るのであればよい。中国のキリスト教が帝国主義との関係を清算し、自力更生で教会運営をする以上、二度と外国からの資金を募るべきでない。今の中国は独立自主の国家であり、われわれは他人に頭を低くせず、他人に頼りもしない。しかしわれわれも頑なに排他的なわけではない。従って、すべての外貨に対し弁別が必要だ。もし付帯条件付きの援助なら、それを受けるわけにはいかない」⁵と意見を述べた。

周恩来総理の談話を踏まえて、1950年9月23日の『人民日報』において「キリスト者の愛国運動」という社説は発表された。社説において「宗教は、人類が抗し難い自然法則と社会法則に直面して救いを神秘的な現象に求める時に、発生し存続するものである。従って、人類が自然を支配するに足る力を獲得し、徹底的に階級制度とその遺物を根絶する時、初めて宗教や信仰は消滅に向かうに違いない。そうした段階に至らない時に、技術の遅れのために相変わらず自然の力にすぎる人間が存在する限り、また依然として

⁴ 同上、526頁

⁵ 同上、526 - 527頁。

資本主義と封建社会の奴隷状態から脱却しておらぬ人間が存在している限りは、宗教現象が人類社会から一律に消滅してしまうことはあり得ない。従って純粋に宗教や信仰に関する問題に対して強制的な措置の実行を主張する意見はいずれも有害無益である。我々が信教の自由を保護すると主張しているのは、宗教や信仰を拒否する自由を保護することと同じ意味である」と述べた上、「しかし教会がもし中国を侵略する帝国主義の、また人民政府に敵対する反革命論者の道具に利用されるならば、それは人民国家の利益に反するものであるし、またすべての誠実な宗教者、信仰者の本来の遺志に背くものである。それら宗教を利用して破壊活動とスパイ活動お推し進めている特務分子は、彼らがいずれの宗教を標榜しようとき、また外国人か中国人かを問わず、彼らは『共同綱領』の第7条⁶の規定に基づいて然るべき処罰を受けなければならない」⁷と厳しい態度を示した。

1950年9月、国务院宗教局は、土地改革運動と宗教信仰自由政策の普及に伴い、宗教聖職者の布教と宗教活動について重要な指示を行った。つまり、「外国籍の宣教師は、教会の建物内の布教を除き、外出して伝道することを禁ずる。中国人聖職者の外出での布教や正当な教務活動は、土地改革地区や作戦地区など以外では干渉されない。社会秩序の安定のために、他の団体が教会建物内で反宗教的な宣伝を行うことはできない。教派間の論争は、社会秩序に影響を与えない範囲において政府は関与しないが、社会秩序に影響するような事態には干渉あるいは制止する。教会は一般教義を宣伝するための書籍や雑誌を出版することが出来るが、『共同綱領』の主旨を背くような内容を掲載することは許可されない。教会の学校（ミッションスクール）は、

⁶ 中華人民共和国はすべての反革命活動を鎮圧し、帝国主義と結託し、祖国を裏切り、人民民主主義の事業に反対する国民党の反革命戦争犯罪人、および罪悪を犯しながら改悔するところのないその他の反革命主要分子はすべて厳重に処罰しなければならない。一般の反動分子・封建地主・官僚資本家に対しては、その武装を解除し、その特集勢力を消滅させたのちも、なお法によって、必要期間中彼らの政治的権利を剥奪しなければならない。ただし、同時に生活の道を与え、かつ、彼らを強制して労働を通じて自己を改造し、新しい人間となるようにしなければならない。もし彼らが引き続き反革命活動を行うならば、厳重な制裁を加えなければならない。（1951年『人民手冊』、『共同綱領の研究』314-315頁。）

⁷ 葛谷登訳「キリスト教人士の愛国運動」富坂キリスト教センター（編）『原典現代中国キリスト教資料集』、新教出版社、2008年、530-532頁参照。

政府の法令を遵守し、政治教育を必修とする。そして、信仰を持つ学生と無神論の学生は相互に尊敬し合い、団結して反帝国主義と特務分子に対抗する。また、教会が、正当な方法で信者に募金をしたり、自発的な寄付を募ることに政府は干渉しない」などである。

中国政治協商会議共同綱領に基づき、人民代表大会の準備が進められ、各地の人民代表大会が続々と開会された。宗教界からも各地の人民代表大会の代表に当選して、宗教界の社会的地位を高める者が現れた。1954年9月15日、北京で開催された第1回人民代表大会第1次会議には、民主諸党派の代表、著名な文化芸術、科学教育、商工業界の代表の他、宗教界の代表者を含む1,226名の代表が参加した。宗教界から当選した代表者は、キリスト教プロテスタント、佛教及びカトリックを合わせて14名であった。この会議の中で、キリスト教プロテスタントの吳耀宗が同常務委員に選ばれた⁸。また、同大会で制定された『中華人民共和國憲法』の第88条には「中華人民共和國公民は、宗教信仰の自由を有する」と規定された。

文化大革命中、これまでの宗教に対する政策方針は全面的に否定され、若干の人員と部門を残し、國務院宗教事務局の幹部と在京の全国的規模の宗教団体の聖職者と職員は地方へ下放となり、強制労働させられた。また、各地の地方政府宗教事務部門も同様に廃止へと追い込まれていた。宗教施設を破壊され、聖職者を逮捕され、すべての宗教活動は完全に停止された。

文化大革命後の1978年の『中華人民共和國憲法』第46条「公民は、宗教を信仰する自由と宗教を信仰せず無神論を宣伝する自由を有する」と定めていた。1982年の新憲法の第36条「中華人民共和國の公民は、宗教信仰の自由を有する。いかなる国家、社会団体または個人も、公民に宗教を信仰すること、または宗教を信仰しないことを強制してはならず、宗教を信仰する公民と宗教を信仰しない公民を差別してはならない。国家は、正常な宗教活動を保護する。何人も、宗教を利用して社会秩序を破壊したり、公民の身体・健康に害を与えたり、あるいは国家の教育制度を妨害したりする活動をしてはならない。宗教団体および宗教事務は、外国勢力の支配を受けない」⁹と改

⁸ 関口泰由、前掲書、71頁。

⁹ 國務院弁公庁法制局編『中華人民共和國法規彙編』法律出版社、1986年。

正された。

1982年には、それ以後の政府から打ち出された宗教政策を見ると、基本的に文化大革命時期の党による宗教を抑圧したことを自己批判し、今後もこのような左傾路線に反対すべきだ、と強調されている。具体的な政策として、各宗教が宗教活動を行なう場所を保障し、誰も宗教施設で無神論などを宣伝してはならない。過去に無実の罪を受けた宗教指導者の名誉回復を急ぎ、宗教界の知名人や知識人を優遇する、などの宗教政策が取られる¹⁰。

1990年当時の李鵬総理は「さらなる宗教政策の重視と関心そしてその処理」という談話が発表された。李氏にとって、宗教とは社会的存在が反映された観念の一つで、発生・発展・消滅の客観的法則のもとにあると考えた。その考えは、「建国初期の中央政府の見解と一致した。党、政府の基本的な宗教対策としては、まず党の挙げる宗教政策の徹底と信仰の自由とう公民の権利の保護である。また信徒たち及び宗教聖職者に対する愛国教育・社会教育を強化し、彼らの資質を引き出して有意義な活動を展開するよう支援していく。

宗教対策を党委員会と政府の議事日程に加え、実施状況を含めた全体の情勢をよく把握・検討して速やかな問題解決を図らなければならない。宗教政策部門は、各レベルの党委員会、政府に対して定期的な状況報告を進んで行くべきである。

各レベルの政府に置かれている宗教事務部門は、宗教を管轄する職能部門である。各レベルの政府は政治的能力、事務能力に優れ宗教対策業務に精通した幹部人員を配置するなど、宗教対策期間の整備に力を入れる。党の宗教政策を徹底させ問題に取り組むことこそが信仰を持つ人々と信仰を持たない人々の両者を一致させ、国家の安定と繁栄に大きな力となしうるのである」¹¹と結論付けた。

同年12月、江沢民国家主席は「宗教政策においてなすべきこと」という題目の談話を発表された。その談話において、江氏はまず「宗教界の一致団結

¹⁰ 関口泰由、前掲書、74頁。

¹¹ 橋本淳訳「さらなる宗教政策の重視と関心そしてその処理」富坂キリスト教センター（編）『原典現代中国キリスト教資料集』、新教出版社、2008年、533-537頁参照。

が社会の安定と民族の団結を維持され、建設事業が前進させたこと」と評価した同時に、「国外の敵対勢力による潜伏活動、民族分裂主義者による騒乱扇動、国内の不安分子による破壊が宗教の名を借りて行われ一部地域の不安定となっているほか、それ以外の地域でも宗教への管理が徹底されず多くの問題が見られる」¹²と指摘した。次に当面取り組んでいくべき宗教対策上の課題について、「第一に、宗教対策を各レベルの党委員会、政府の議事日程に加える必要がる。宗教政策の成功が国家安定と社会主義建設に利するものである。各レベルの党委員会、政府は宗教対策の重要性を十分認識してこれを議事日程に加え、問題を早期のうちに把握、解決していく。勿論そのためには宗教対策に限らず、全体の動向と情報に常に敏感な姿勢が求められる。これからの宗教対策には政策としての安定性、連続性が必要だという点を強調していかなければならない。党の宗教政策は永続的なものであり、信仰の自由を守る政策は今後も不変であること、また憲法もこれを保障している点を順調に進めて行くべきである。宗教界の上層部を団結させ、教育していかなければならない。各レベルの党と政府のリーダー、特に主要幹部は宗教界と親交を結び、その活動や生活にも配慮を示すなど積極的に関わって、彼らの貢献を引き出してもらう。宗教対策の幹部チーム育成を強化しなければならない。宗教対策には後継者が必要だ。これには二種類あり、一つは各レベルの宗教対策部門など宗教対策を実施する側の、増強人員も含めた後継者、もう一つはカトリックの司教や神父、また仏教の住職など、学識に優れた愛国的な指導者層の育成に全力で取り組む。宗教対策には各方面の協力と連携が必要である。宗教対策はこれを実施する宗教部門だけではなく、各地域、各部門が相互に状況を把握しあい、協力しないながら行われなければならないのである」¹³と述べた。

李鵬総理と江沢民国家主席の談話を踏まえて、1991年2月「宗教工作をより円滑に推進する上での若干の問題についての中共中央・國務院の通知」¹⁴（6号文件）において、宗教信仰の自由を認めながら宗教管理の強化ため

¹² 橋本淳訳「宗教政策においてなすべきこと」富坂キリスト教センター（編）『原典現代中国キリスト教資料集』、新教出版社、2008年、538頁。

¹³ 同上、539-541頁参照。

の指針が示された。この文件では、①宗教信仰の自由を尊重し、信仰自由の政策を全面的に、正確に貫徹実行する。②法に則り、宗教事務に対し管理を行う。政府は法により、宗教団体と寺院・道観・モスク・教会の合法的權益を保護し、宗教教職者の聖所な教務活動の履行を保護し、不法者が宗教と宗教活動を利用して混乱を作り出し、違法犯罪を行うことを防止・抑止し、海外の敵対勢力が宗教を利用して浸透を図るのを防御する。③愛国的宗教団体の役割を充分に發揮させる。それは党の宗教政策をよく貫徹・実行し、宗教活動を正常化させる重要な組織的保障である。④公民の宗教信仰自由の権利と、正常な宗教活動を法によって保護すると同時に、宗教を利用して破壊活動を行う反革命主義者と、その他刑事犯罪者を法により断行として打ち砕く。⑤宗教活動をより円滑に推進させるためには、政府の宗教管理部門を健全化し、宗教管理部門幹部の政治資質を向上させる。⑥党の宗教管理部門に対する指導は、主に政治的指導であり、政治の方向と重大な方針政策を掌握する。宗教管理部門を含む共産党員は宗教を信仰してはならず、宗教活動に参加してはならない。

二、 中国キリスト教会自身の動き

政府の宗教政策と並行し、中国のキリスト教会内部も「三自¹⁵運動」を起こった。三自愛国運動というのは中華人民共和国のキリスト教会の中心的な運動であり、またこの三自愛国運動委員会の組織が現在の中国キリスト教会を代表する組織となっている。1949年12月25日から27日まで開かれたキリスト教協進会の委員会では、全国の教会に協進会の出版物を通して、新中国のキリスト教会として特に次の点を強調し伝達することが決議された。①教会

¹⁴ 日原きよみ訳「宗教工作をより円滑に推進する上での若干の問題についての中共中央・国務院の通知」富坂キリスト教センター（編）『原典現代中国キリスト教資料集』、新教出版社、2008年、575-584頁。中央党校民族宗教理論室編『新时期民族宗教工作宣传手册』、主教文化出版社、1999年、357-364頁。

¹⁵ 三自というのは自治（自分で教会を管理運営する）、自養（自分の力で教会を養う）、自伝（自分で福音を宣べ伝える）である。

の中国化である。運営面に於いて未だ完全に中国化（Chinese）していない教会その他の集団は、近い将来に本色化（Indigenous）化するように努力すること。②中国教会としては完全に自立すべきであるが、中国教会が現在経済的にも人間的にもすべてを負担するにはあまりにも多くの困難があることを認める。それ故に海外よりの経済的な援助を続けて得ることを切に希望する。③未だ完全に「自養」となっていない教会は、独立して「自養」の教会をつくることを第一の目標とし、一定期間内にこの目標へ到達するために必要なあらゆる処置を取るようその関係ミッションと共に具体的な計画を立てる¹⁶。

1950年5月、キリスト教協進会の委員会は北京において周恩来はじめ政府要人と数回会談した。その時周恩来は、キリスト教会が不平等条約以来帝国主義と結びついてきたことを指摘し、この関係を完全に絶つべきであると強調した。その後呉耀宗が中心となって、新時代のキリスト教会の方針を明らかにするための宣言文草案を作り、宣言文草案を提示して周恩来の意見を求めた。その後この草案を多数のキリスト教指導者に提示したところ多くの批判が寄せられ、それに基づいて訂正した草案を再び周恩来に提出し、認可を得て同年7月に公表した。これが有名な「中国基督教会宣言」または「革新宣言」と言われているものである。中国キリスト教会および団体は、徹底的に共同綱領を擁護し、政府の指導の下に帝国主義・封建主義および官僚資本主義に反対し、独立・民主・平和の統一された富強なる新中国を建設するために闘うという自己姿勢を強調された¹⁷。「三自運動」組織は人民団体として、政府の指導のもとに革命と建設に協力するわけであり、政府の監督の下に色々な活動を行った。

文化大革命以後、現代の中国教会は超教派の時代を迎え、各教派は信仰面と礼拝面において相互尊重し合い、教会の一致と多様性を保っている。中国教会の牧会と管理運営は、1980年設立された中国キリスト教協会が中国キリスト教三自愛国運動委員会と共に行っている。中国キリスト教三自愛国運動委員会と中国キリスト教協会の全国組織（全国两会）には、12の専門委員会

¹⁶ 山本澄子『中国キリスト教史研究』、山川出版社、2006年、172頁参照。

¹⁷ 同上、173-174頁参照。

が存在する。その委員会は以下の通りである。教会管理運営委員会、農村教会工作委員会、民族教会工作委員会、海外連絡委員会、文字出版工作委員会、聖書出版委員会、聖楽委員会、神学教育委員会、婦人工作委員会、『天風』編集委員会、自伝研究委員会と自養推進委員会。

1979年以来、中国のキリスト教会は復興され、教会と信徒の数も大きく増加した。中国全土で開放された約13000の教会堂のうち、その70%が新しい建てられたものである。信徒の数は約1300万人である。

文化大革命の影響で、中国教会では伝道者が大変不足している。その状況を改善するために、全国两会は神学教育に力を注いでいる。1981年以降、中国全土で18の神学校と聖書学校が設立され、1998年までに3100名ほどの神学生が卒業した。

1987年聯合聖書公会との合併会社である南京愛徳印刷有限会社が設立された。1999年までに2300万冊の聖書が印刷刊行された。中国キリスト教協会は全国65ヶ所に聖書発行拠点を設立し、また1000万冊の新編賛美歌を出版刊行した。この新編賛美歌には400曲が収録されているが、その4分の1は中国信徒が創作した曲である¹⁸。

中国の公認教会である三自愛国教会に注目すると同時に、中国においては非公認教会¹⁹の存在を軽視することができない。共産主義中国の国家体制によって、人が集まる場所というのは反体制的行動を生み出しうるものとして十分に注意すべ対象となる。たとえ人々が愛国主義に駆けられて集まっているとしても、それがいつ反体制運動へと転化するかわからないとして注意深い管理を行うものである。教会の建物中に特定の空間としてその活動範囲を定め、定期的に政府の管理を受け入れることを条件に政府は宗教活動場所を与えてきた。中国政府は、キリスト教を含むあらゆる宗教を潜在的な反政府勢力とみなし、警戒を強めている。中国において公式に認められている5つの宗教（仏教、道教、イスラム教、プロテスタント、カトリック）は政府機関により管理されている。政府は信仰の場所を規制し、宗教活動を監視

¹⁸ 中国キリスト教協会と中国キリスト教三自愛国運動委員会からのデータによるものである。

¹⁹ 非公認教会は地下教会、家庭教会とも呼ばれる。

し、政府の方針を施行し、中国での宗教活動が海外勢力の支配下にならないようにしている。キリスト教の場合、中国では国家公認の三自愛国委員会と中国キリスト教協会傘下の教会にしか布教活動を認めておらず、登録と公認を受けずに布教活動すると違法となる。このような厳格な政治管理下で、多くの非公認教会が出現し、急増している。非公認教会の信徒メンバーは国家で決められた公認教会ではなく、信者や聖職者の自宅で集会を行っている。しかし、政府当局が非公認教会に対する取り締まりは非常に厳しいのであり、政府宗教局の管理から逃れて宗教を信仰する人々は逮捕される危険にさらされている。

都市部と農村部において、キリスト教が浸透している理由も異なるである。全般的教育や生活水準が高い都市部の人々にとって、かつては共産主義が理想だったが、中国の高度の経済発展によって、拝金主義や腐敗などの社会問題が一杯出てきた。誠実かつ正義心の強い人々は新たな心の支えを求めるようになった。また、一部の都市部の人々は、西洋の文化やキリスト教に触れたいと思う憧れがあり、彼らはキリスト教や西欧についての研究から出発し、それらに一定の価値を認めるという段階を経て、キリスト教信仰を得るという道を選んだ。中国の都市部で生きている人々にとって、キリスト教に特有の柔らかな笑顔に出会おうとほっとすることは間違いない。

一方、中国社会全体の経済の高度成長によって、農村社会は大きな社会的変革を迎えた。農村地方において、本来の人民公社制度が廃棄され、農民の各家庭を単位に土地生産を請け負う責任制度が促進され、多くの若者が都市部へ出稼ぎのため流出するという状況が生まれた。そのため、個人及び各家庭は独立性を強いられ、すべてのリスクを負わなければならなくなった。さらに、都市部と農村部との貧富格差の拡大、社会の不公平、社会秩序の混乱、社会道徳の喪失、拝金主義の流行など様々な社会問題が現れてきた。都市部の富裕層たちがホテルの個室で一卓数万元もする高級料理を食べている時、中国の内陸奥地の貧しい農民たちが一生懸命汗を流し、働いても、子供の学費さえ払えないような状況の中で、農民たちは失望、不満、不安に陥り、精神的にも焦燥感と疲憊感に覆われた²⁰。かつて農民たちは自分の生き

²⁰ 孫尚楊『宗教社会学』、北京大学出版社、2001年、107-108頁。

る意味と周囲の社会を理解出来ない時、伝統的な民間信仰に頼り、その答えを得てきた。農民にとって、民間信仰における神は正義の象徴であり、自分に幸福な生活をもたらし、現実生活の不確定性とリスクを取り除き、社会の道德秩序の維持と再建の役割を担っていたのである²¹。1970年代後半からの改革開放の政策によって、文化大革命において規制されていた宗教がある程度の規制緩和によって少しずつ復活し始めており、そのような歴史的背景のもとに、農民たちは再び宗教を求め始めてきた。もちろん、その宗教は文化大革命以前のように農民へ精神的支えと心の安らぎを与え、社会道德秩序の再建を促進し、社会の整合性を提供するという社会的機能を果たさなければならない。中国の社会変革において、一部の農民たちはよく熟知している伝統的な宗教に頼り、社会から押し寄せる新しい波に抵抗することを試みている。中国南方の沿岸部などの農村地方において、道観、寺院、祠堂、祖先の墓を建て直したり、風水を見たり、神や仏に依存したりなどの伝統的な民間信仰の再建が試みられている。しかし、文化大革命による破壊、地方政府の厳しい管理及び男性人口の流出などの原因によって、伝統的な民間信仰の再建の可能性は極めて低くなったと言わざるを得なかった。さらに中央政府における毛沢東の客観的評価によって、毛沢東語録の暗誦は禁止され、次第に農村地方は宗教的危機状況に陥ったと言える。農民は自分の乏しい精神性を満たすため、新たな宗教を見出さなければならない。その際、キリスト教は中国農村の民間信仰の喪失という隙間を利用し、農村部に浸透し、伝統的な民間信仰に代わり、社会的機能を果たすことを試みた。キリスト教の誠実、愛、援助という教理も農村の社会道德と倫理に一定の規範機能を果たしてきた²²。

おわりに

以上分析したように建国の初期において、中国政府は人民の信仰自由をあ

²¹ 同上、107-108。

²² 徐亦猛「現代の中国農村におけるキリスト教の受容—教会の体制を中心に」『移動と宗教実践—地域社会の動態に関する比較研究』、京都大学地域研究総合情報センター、2015年、92頁。

る程度保障する一方、侵略活動と反革命活動を宗教や信仰の中に引き入れるようなことがあった場合、厳しく取り締まる。しかし、文化大革命において、中国国内の宗教活動は完全に停滞になった。その後、中国政府は文化大革命に宗教を抑圧する左傾路線に反省し、信教自由の政策を取られた。宗教政策の開放と発展の一方、「将来社会上の階級がなくなり、科学や工業が進歩した時には、大衆はもはや宗教に目を向けないであろう、その時宗教は没落するであろう」や「階級社会が消滅して財産が完全に公有となり、人々の物質的または文化的需要が最大限に満たされ、彼等が社会規律と自然規律に従って社会生産に対する計画的自覚的管理ができるようになれば、宗教の迷夢は消えてゆく。故に宗教の滅亡は、ひとえに社会の発展が一定段階に達して必然的起こる結果である」²³という政府の見解があった。すなわち、宗教はやがて消滅すべきものであるとの考え方が基本となっている。そのような政府の見解に基づいて、どのような形で「信教の自由」が実現されるのは問われている課題である。

さらに、誰も疑いなく、現代中国のキリスト教会は必ず発展すると確信している同時に、中国のキリスト教会自身も様々な問題とチャレンジに直面している。新しい教会堂を建築する資金や正規神学教育を受けた伝道者の不足をいかに解決するのか、またキリスト教信仰によって如何に社会に応答するのか、公認教会と非公認教会の関係などの問題である。それは中国教会が自分の力で乗り越えなければならない課題である。これから中国政府はさらなる最大限で国民に信教の自由を与える一方、キリスト教会が積極的に社会の建設に参与し、社会の福祉に貢献する。教会として、本来聖書の教えを基礎として、あらゆる面において社会の諸団体・地域・行政との緊密な関係を構築すべきである。

²³ 宗教局局長何成湘の見解と人民日報の社説である。山本澄子、前掲書、171頁。